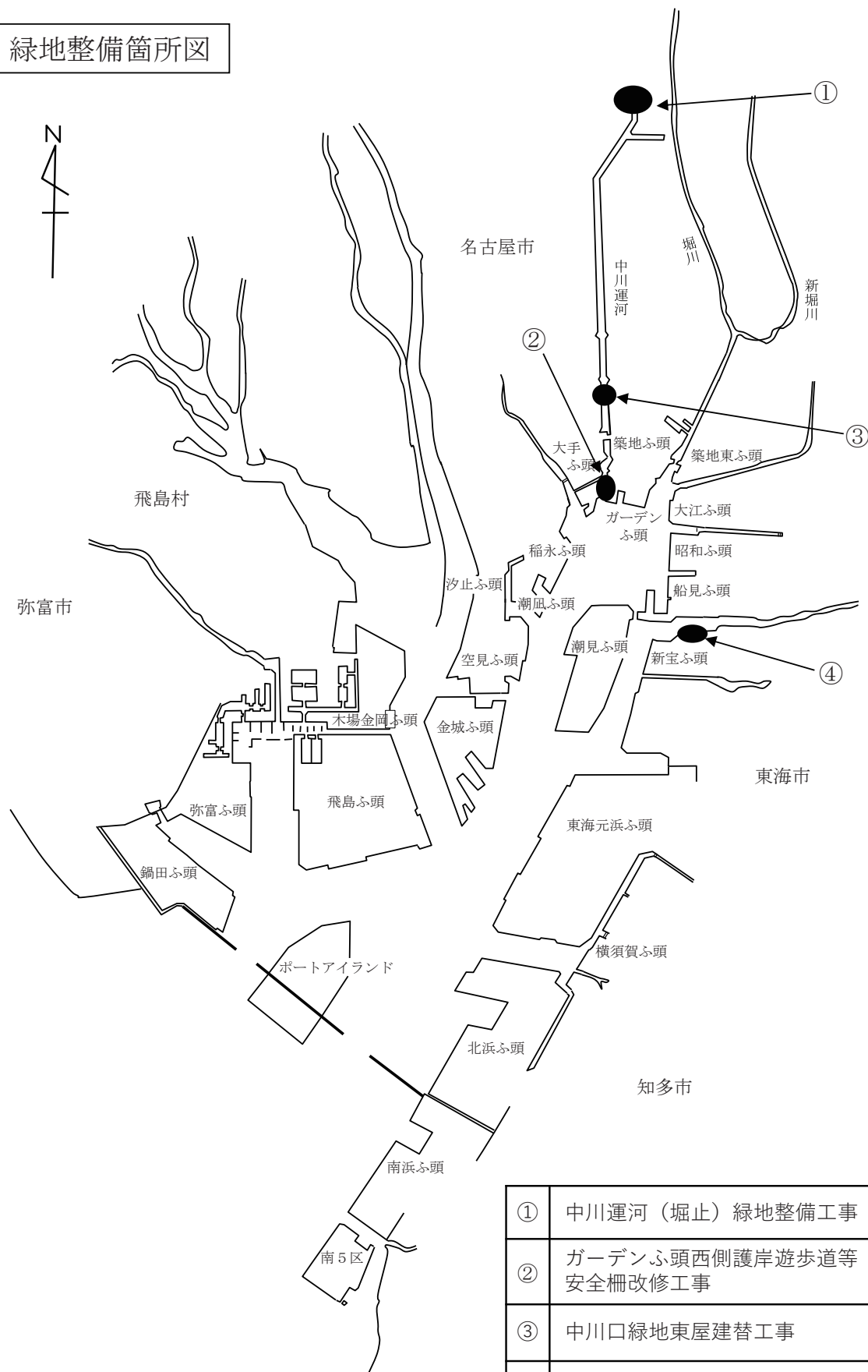


名古屋港管理組合公報						令和 7 年 2 月10日 (月曜日) 号外第54号	
目次							
○港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定 1							
告 示							
名古屋港管理組合告示第 3 号							
名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例（昭和55年名古屋港管理組合条例第 5 号。以下「負担金条例」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、次に定める工事を港湾環境整備負担金の負担対象工事に指定する。							
令和 7 年 2 月10日							
名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村 秀章							
負担対象工事の種類 及 び 名 称	負担対象工事に 係る負担区域	工事に要した費用	負担割合	工事に要した 費用に負担割 合を乗じた額	負担対象工事 の完了した日	負担区域内の 工場等敷地面積 (1は予定を含む。) の 合 計 面 積	備 考
1 負担金条例第 2 条第 1 項第 1 号に定める工事 (港湾環境整備施設（施 設の敷地を含む。）の建設 又は改良の工事) ①中川運河（堀止）緑地 整備工事 ②ガーデンふ頭西側護岸 遊歩道等安全柵改修工 事 ③中川口緑地東屋建替工 事 ④新宝緑地園路改修工事 計	臨 港 地 区	円 28,746,197 33,981,780 17,028,165 14,175,420 93,931,562	1／16 1／4 1／4 1／2	円 1,796,636 8,495,445 4,257,041 7,087,710 21,636,832	令和 6. 3. 31 令和 6. 3. 31 令和 6. 3. 31 令和 6. 3. 31	千㎡ 37,462	緑地整備箇所 図のとおり
2 負担金条例第 2 条第 1 項第 2 号に定める工事 (港湾環境整備施設（施 設の敷地を含む。）の維持 の工事)	臨 港 地 区	196,821,851	1／2	98,410,925	令和 6. 3. 31	35,429	
3 負担金条例第 2 条第 1 項第 4 号に定める工事 (港湾における漂流物の 除去等の工事)	臨港地区及び 港 湾 区 域	40,993,918	1／2	20,496,959	令和 6. 3. 31	38,056	
合 計		331,747,331		140,544,716			

緑地整備箇所図



①	中川運河（堀止）緑地整備工事
②	ガーデンふ頭西側護岸遊歩道等安全柵改修工事
③	中川口緑地東屋建替工事
④	新宝緑地園路改修工事

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合